

〈セミナーのご案内〉

● 今回配布先を限定しておりますので、関係各位へのご回覧につき、ご高配をお願いいたします。

回				
覧				

高等教育活性化シリーズ 415 (通算 747 回)

2021年6月3日(木)

アカハラ・パワハラ等対策の総点検 ―― キャンパス・ハラスメント防止対策の最新動向と実際Ⅶ

～ 規制法令の強化／最高裁判決の実効化／教員・学生、教員間の関係性 ～

※隠蔽モードの起動／最高裁決定～調査報告書・議事録開示／8年裁判の結末は

※アカハラ「グレーゾーン」再考／ミスコミュを「被害」にしない／初動対応

※ハラスメント法令強化の要点／最近の処分・裁判例／裁判になってしまったら

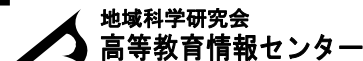
● 講師陣 ●

村中 知子 氏 / 元(国)茨城大学 理事・副学長 ハラスメント対策委員会 委員長

湯川 やよい 氏 / 愛知大学 文学部人文社会学科 准教授

横田 由紀子 氏 / 東京ゆまにて法律事務所 弁護士

2021年6月3日(木) 日本教育会館 会議室(東京・神保町) & オンライン



日時: 2021年6月3日(木) 10:00 ~ 16:30

会場: 日本教育会館 会議室(東京・神保町)

千代田区一ツ橋 2-6-2 TEL 03-3230-2833

アクセス: 東京メトロ半蔵門線・都営新宿線「神保町駅」

A1出口より徒歩3分

<http://www.jec.or.jp/koutuu/>

※受講証及び会場の地図の送付をもって参加受付となりますので、必ずご確認ください。

参加費: A. ご一名(資料代込) 42,000円(税込)

B. メディア参加(資料・音声CD送付) 44,000円(送料、税込)

C. 高等教育同人(☆) 22,000円(税込)

※「オンライン」参加は、ウェブ会議システム「Zoom(ズーム)」を使用予定です。

※メディア参加とは、開催当日に聴講が難しい方の参加形式です。開催後に当日配布資料及び音声CDを送付します。

※当日参加とともに、音声CDをご希望の方には、特別割引いたしますのでお問い合わせ願います。

※参加費の払い戻しは致しません。

☆ 高等教育計画経営研究所同人はKKJのHPでご確認願います。

申込方法: 参加申込書に所要事項を記入のうえ、FAXまたはE-mailにてご送付ください。

支払方法: 銀行振込・当日払いがあります。

みずほ銀行麹町支店 普通 1159880

三菱UFJ銀行神田支店 普通 5829767

三井住友銀行麹町支店 普通 7411658

口座名 (株)地域科学研究会

※ご請求なき場合は振込受領書を領収書に代えさせていただきます。

申込先: 地域科学研究会・高等教育情報センター

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-3-10

ライオンズマンション平河町 101

Tel: 03(3234)1231 Fax: 03(3234)4993

E-mail: kkj@chiikikagaku-k.co.jp

HP: <http://www.chiikikagaku-k.co.jp/kkj/>

キリトリ線(※参加申込みの際は下記必要事項をご記入ください)

研修会参加申込書

高等教育活性化シリーズ 415

(該当する□に✓印を)

年 月 日

キャンパス・ハラスメント防止対策の最新動向と実際Ⅶ

当日参加 オンライン当日参加 メディア参加

支払方法 当日払い 銀行振込

必要書類 請求書 見積書 領収書

勤務先

所在地(〒)

(請求書等記載の宛名)

連絡部課・担当者名

TEL

FAX

メールアドレス

参加者氏名	所属部課役職名	メールアドレス

※この個人情報は、本セミナーの一連の業務及び今後のご案内に使用させていただきます。

時間	講義項目
10:00 〃 12:00	<p>□ 教員間ハラスメント処理の陥穽と8年裁判の実際 ～ 調査報告書・議事録開示の最高裁決定／事実調査の責務 ～ 元(国)茨城大学 村中 知子</p> <p>1. ハラスメントを処理する側から処理される側へ ～大学のハラスメント処理と三つの裁判の概要～ (1) 対策委員長としてのハラスメント処理 (2) ハラスメント対策委員会への苦情申立～T学部長のハラスメント (3) T学部長に対する損害請求訴訟の提起 (4) 大学のハラスメント処理の違法性に対する損害賠償請求訴訟～職場環境整備義務違反 (5) 池田学長文書訴訟～名誉棄損と集団ハラスメント</p> <p>2. ハラスメント関係委員によるハラスメント・・・隠蔽モードの起動 (1) ハラスメント防止委員(学部長)が3名の教員から訴えられる。 (2) ハラスメント対策委員も苦情申立される。 (3) ハラスメントの隠蔽のために学長もハラスメントをする。 (4) ハラスメントガイドラインの欠陥 (5) 録音記録の証拠不採用・・・ハラスメント隠蔽の起点</p> <p>3. 最高裁の文書提出命令による調査報告書・議事録の開示の実現 (1) 開示された二つの調査報告書の実態 (2) 議事録から明らかになったこと (3) 必須事項①～ハラスメント言動の有無についての事実調査 (4) 必須事項②～事実調査に基づいたハラスメントの有無の認定 (5) 開示できる調査報告書と議事録の作成</p> <p>4. めざすべき課題～事案処理の透明性と説明可能性の確保 〈質疑応答〉</p>
12:50 〃 14:20	<p>□ 教員—学生間のアカデミック・ハラスメント ～ ミスコミュニケーションをハラスメント「被害」にしないために ～ 愛知大学 湯川 やよい</p> <p>1. 「アカハラはわからない」? (1) アカハラの種類と研究室教育指導に特有の文脈 (2) 多様な「NG言動」：出来事としてのハラスメント (3) 所謂「グレーゾーン」への困惑と混乱 (4) 外的な理由、内的な理由</p> <p>2. 「グレーゾーン」を再考する (1) 「この業界の常識」を疑ってみる (2) 見落とされやすいネグレクトタイプ：暴言や干渉だけではない (3) 「関係性」としてのハラスメント (4) 研究上の不正行為とハラスメントの交差：全国調査から (5) 「スペクトラム」としてのアカデミック・ハラスメント</p> <p>3. ハラスメントの背景 (1) 構造の複層性 (2) 加害者個人の異常性に還元しない</p> <p>4. ミスコミュニケーションを本物の「被害」にしないために (1) 特殊な非常事態ではなく、どこにでもある「アカハラの芽」 (2) 初動対応の誤りと状況の悪化、問題の長期化を避ける 〈質疑応答〉</p>
14:30 〃 16:30	<p>□ ハラスメント法令の強化と最近の処分例・判例 ～ パワハラ防止法の施行/調査・裁判への法的対処～ 東京ゆまにて法律事務所 横田 由紀子</p> <p>1. ハラスメント法令の強化と処分・裁判例 (1) 「パワハラ防止法」の施行とパワハラ指針 (2) パワハラの行為態様とグレーゾーンの判断要素 (3) 近時のパワハラの処分例・裁判例と争点 (4) セクハラ of 法規制 (5) 近時のセクハラ of 処分例・裁判例と争点 (6) アカハラの行為態様 (7) 近時のアカハラ of 処分例・裁判例と争点</p> <p>2. ハラスメントが起こったら (1) 事実関係の調査とハラスメント該当性の検討 (2) 行為者及び被害者に対する措置～事業主(大学)の責務 (3) 裁判を避けるために</p> <p>3. 裁判になってしまったら (1) 裁判は実際にどのように進行するか (2) 被害者から行為者への請求 (3) 被害者から事業主(大学)への請求 (4) 行為者から事業主(大学)への請求 〈質疑応答〉</p>